



キャッシュレス時報 CASHLESS JIHO

長内 智

(株)大和総研
金融調査部
主任研究員

第6回 国際的に出遅れた日本のキャッシュレス化

主要国のキャッシュレス事情

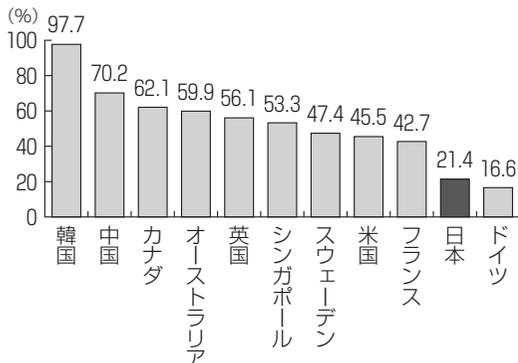
●キャッシュレス先進国に出遅れた日本

近年、日本でキャッシュレス化の動きが着実に進展してきました。しかし、国際的にみると、日本は諸外国に大きく出遅れています。

キャッシュレス推進協議会が、「キャッシュレス・ロードマップ2020」において、主要国の2017年のキャッシュレス決済比率を試算していますので、ここで確認しましょう（図表参照）。

試算結果によると、隣国の韓国が97.7%と非常に高く、中国も70.2%とかなりキャッシュレス化が進んでいることが読み取れます。21.4%にとどまる日本と比べて、その差は歴然です。また、他の主要国もドイツを除き40～60%台に位置し、日本より高い水準にあります。

【図表】主要国のキャッシュレス決済比率(2017年)



(出所) (一社) キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2020」(2020年) 13頁

筆者の試算によると、日本の2019年のキャッシュレス決済比率は、26.5%程度まで上昇しているとみられます。しかし、それでも日本とキャッシュレス先進国との差は依然として大きいといえます。

なお、このキャッシュレス決済比率の計算において、日本でよく利用される口座振替や口座振込の金額が含まれていない点には少し留意が必要です。これらを含めると日本のキャッシュレス決済比率はさらに上昇します。ただ日本では、店舗での支払の際に現金を利用するケースが諸外国に比べてかなり多く、そのことがキャッシュレス決済比率の低さに影響しており、今後の課題になっているのです。

●現金大国の日本とドイツ

主要国の中で、キャッシュレス化が遅れている国として、日本とよく比べられるのがドイツです。ドイツでもキャッシュレス化が少しずつ進んでいますが、2017年のキャッシュレス決済比率は16.6%と日本を下回っています。

ドイツで現金が利用される理由として、高齢者など一部の層がキャッシュレス化に対応できないという問題に加え、現金のほうが実際の支出を確認しやすいことや、現金支払の「匿名性」などが指摘されています。また、相対的に現金を安全・安心に利用できる社会であることも要因として挙げられています。

これらは、いずれも日本の状況と通じる点が多いように思われます。



世界に先行した技術を活かせず

●日本発のコード規格と非接触技術

日本は、キャッシュレス化では出遅れていますが、その技術面に目を向けると、世界に先行して開発・実用化したサービスが複数あります。

現在、中国のキャッシュレス決済では、QRコード決済が圧倒的に利用されています。そこで利用されている「QRコード[®]」は、1994年に自動車部品メーカーのデンソーの事業部門（現デンソーウェーブ）が自動車部品の生産管理のために開発したものです。日本のキャッシュレス決済市場で注目されていなかった「QRコード[®]」に中国企業が目をつけて、中国国内でQRコード決済を一気に広めたのです。

また、非接触型のキャッシュレス決済として、2001年に電子マネー「Edy」（現楽天Edy）と交通系のICカード「Suica」のサービスが開始されました。今から約19年も前のことです。

これらは、いずれもソニーが開発した非接触式ICカード技術「FeliCa」を採用しています。FeliCaの強みは、処理スピードの速さやセキュリティの高さです。一方、高いコストなどの短所が普及の妨げとなり、海外では別規格（Type A/B）が広く利用されています。

●「サービスの普及」という視点が重要

日本は、世界に先行して開発・実用化したサービスを有していたにもかかわらず、それを実際のキャッシュレス決済サービスの普及に活かすことができなかったというのが実態だと思います。今後は、「技術開発」以上に「サービスの普及」という視点が非常に大切です。

具体的には、乱立状況にあるキャッシュレス決済サービスの規格統一を通じた利便性の向上や、店舗の決済サービスの導入コストと加盟店手数料の低減に取り組むことが課題になると考えます。また、キャッシュレス決済に不慣れな高齢者でも安心して使いやすいサービスとすることも重要でしょう。

海外のキャッシュレス規制の動き

●米国の複数の市と州が禁止法を制定

世界的にキャッシュレス化が進展する一方、近年、海外において「完全なキャッシュレス化」を規制するような動きも出ています。

米国のニューヨーク市は、市内の小売店やレストランが現金による支払を拒否することを禁止する法律（キャッシュレス禁止法）を制定し、今年の11月から施行する予定です。

この背景の1つに、米国では、銀行口座やクレジットカードを保有できず、現金以外の支払手段を持っていない人たちが低所得層を中心に数多く存在していることがあります。つまり、完全なキャッシュレス化により、彼らが経済的不利益を被ることになるため、それを法律で規制しようというわけです。

米国では、マサチューセッツ州が1978年からキャッシュレス店を規制していますが、2019年以降、複数の市と州が同様の規制を制定しました。フィラデルフィア市にはじまり、その後、サンフランシスコ市、ニュージャージー州など全米各地へ徐々に広がっています。

●現金へのアクセス確保という視点

北欧のキャッシュレス先進国であるスウェーデンでも、国民が現金を必要最低限の範囲で入手・利用できる環境を十分に確保すべきという意見が強まっています。

この背後には、国内でATMの設置台数が急速に減少し、現金を取り扱わない銀行店舗が増加していることに伴い、主に地方で「現金へのアクセス」が困難になっているという問題があります。

こうした中、スウェーデン議会は、大手金融機関に対し、全国で現金の入出金サービス等の提供を義務づける法律を制定しました。この法律は2021年から施行される予定です。

将来的に日本のキャッシュレス化が諸外国並みに進展することになれば、それを規制する動きが出てくる可能性もあるでしょう。